

資源対策課管理担当からのお知らせ

適正処理困難物を指定

市では2月1日から、家庭から排出される廃棄物で、有害性や危険性があるため適正な処理が困難なものを適正処理困難物として指定しています(左表参照)。

適正処理困難物に指定されている品目を廃棄する場合は、購入先やメーカーなどに廃棄方法等について相談するか、廃棄物処理専門業者に適正な処分を依頼してください。いずれの場合も処分するための費用を負担することがあります。

また、物を購入する時や譲り受ける場合には、処分

廃棄物対策推進協議会の委員募集

市廃棄物対策推進協議会は、廃棄物の減量化・資源化の促進などを目的に活動しています。市では、この協議会に委員として参加できる市民の方を募集します。

▽応募資格 市内在住、4月1日現在で20歳以上の方(公務員など公職の方を除く)のうち、廃棄物対策に関心があり、年数回開催する会議(平日)やイベントなどに出席可能な方

▽募集人数 2人以内

▽任期 4月〜平成19年3月

▽応募方法 「ごみの減量化・資源化等に対する考え方など」をテーマにしたレポート(様式自由・400字程度)に履歴書を添えて、4月17日(月)必着で資源対策課へ提出してください

▽選考方法 選考委員会で総合的に審査し、結果を応募者全員に通知。

●適正処理困難物一覧

品目	※1 有害性	※2 危険性	※3 処理の 困難性	感染性
特定家庭用電気機器(エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫)			○	
パソコン・業務用ファクシミリ			○	
オートバイ(原付を含む)			○	
タイヤ・ホイール・自動車部品(自動車・オートバイ用)			○	
自動車・オートバイ用バッテリー	○		○	
石油類(ガソリン・灯油・エンジンオイル・機械油)		○	○	
農業用機械・農業用ビニール			○	
農業・殺虫剤・薬品(家庭薬品ではないもの)	○	○	○	
消火器		○	○	
塗料	○	○	○	
ガスボンベ		○	○	
耐火ボード・石こうボード・断熱材・建築廃材			○	
がれき類(モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ、タイル、瓦など)			○	
石(砂利、墓石、漬物石、庭石など)・セメント・土・砂			○	
発電機・給湯器・ボイラー・ソーラーシステム			○	
神棚・仏壇・位牌(いはい)			○	
愛玩動物の死骸(しがい)			○	
注射器・医療系廃棄物		○		○
便器			○	
耐火金庫			○	
ピアノ			○	
ボウリングの球			○	
物置(1.5坪を超えるもの)			○	
スプリング入りマットレス			○	

※1 有害性…人体や環境への影響上、有害・有毒なもの ※2 危険性…爆発や揮発・引火性がある危険なもの ※3 処理の困難性…運搬が困難な重量物や、破砕が困難な堅ろう物など

納めましょう 国民年金保険料

国民年金は、働く世代が高齢者の世代を支える仕組みです。現在、現役のみならず、将来高齢者になったみなさんを支えるための現役世代が支えます。そのため、生涯にわたって年金を受けることができません。

しかし、年金を受け取るためには保険料を納めることが前提になります。保険料は、2年を経過する時点でなくなり、未納分を納めら

市では、繁忙期(3月18日〜4月15日)の土曜開庁(毎週)を実施していますが、市税の納税業務については、土曜のほか、次の日程で日曜も窓口を開設します。

▽日時 3月19・26日の日曜、午前8時30分〜正午

第3・4の日曜午前も納税窓口を開設

▽場所 収納課(市役所2階)

▽内容 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納税業務。

※納税には便利な「口座振替」をご利用ください。

▽収納課。

故加藤一良氏に旭日単光章



1月に亡くなられた元市会議議長加藤一良氏(かとういちろう、享年75歳)の生前の功績に対し、このほど旭日単光章が贈られました。氏は昭和58年10月、市議

会議員に当選して以来3期12年にわたり市議会議員を務め、その間、経済環境常任委員会、文教社会常任委員会の委員長・議長等を歴任するなど、市の発展に尽力されました。

なお、勲記と勲章は2月17日、内野市長からご遺族に伝達されました。

▽市長室秘書担当。

れなくなりません。未納があると年金額が少なくなったり、場合によっては年金が受け取れないこともありま

●納付・相談窓口を特設

市と厚木社会保険事務所では、次の日程で納付窓口を特設し、国民年金保険料の収納と簡単な年金納付相談を行いますので、ご利用ください。

▽日時 3月24日(金)午前9時30分〜午後4時

▽会場 市保険年金課隣の特設窓口。

▽厚木社会保険事務所 国民年金課(☎223・7171)または市保険年金課年金担当。

本人確認にご協力ください



4月1日(土=開庁日)から市では、市民税課窓口で市税に関する証明書を発行する際、個人情報の保護をより充実させるため、本人確認を行います。

各証明書発行を申請する際は、運転免許証や健康保険証など、本人であることが確認できる書類をご持参ください。

▽市民税課庶務諸税担当。

◎本人確認の対象となる証明書の種類と確認の方法

証明書の種類	確認の方法
【課税証明書】 ・市県民税課税証明書	申請時に本人と確認できる書類を窓口へ提示してください
【納税証明書】 ・市県民税納税証明書 ・固定資産税納税証明書 ・法人市民税納税証明書 ・軽自動車税納税証明書(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・健康保険証 ・住民基本台帳カード ・クレジットカード ・パスポート ・年金手帳 ・診察券 ・その他

※1 車検用の軽自動車税納税証明書は、本人確認の対象から除きます

「便利です!」「えびな安全・安心メールサービス」
登録id:en100post.jp(あしメールを送信)詳しくは市ホームページ又は市生活安課へ